

# 園 則

(運営規程を兼ねる)

学校法人 実生学園

つ る ま 幼 稚 園

# つるま幼稚園 園 則

## 第 1 章 総 則

(目的及び運営の方針)

第 1 条 この幼稚園は、学校教育法第22条及び第23条に基づき幼児を保育し、適当な環境を与えてその心身の発達を助長することを目的とする。

2 この幼稚園は、子どもの『心の発達』を促すことを第一に考え、「心」「友達」「人と人との和」の三つを教育の柱として運営する。

(名 称)

第 2 条 この幼稚園は、つるま幼稚園という。

(位 置)

第 3 条 この幼稚園の位置を、大和市西鶴間3-7-19に置く。

(入園資格)

第 4 条 この幼稚園に入園することができる者は、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。

## 第 2 章 保育年限、学期及び休業日、保育時間、

(保育年限)

第 5 条 この幼稚園の保育年限は、1年、2年及び3年とする。

(学 期)

第 6 条 1年を次の3学期に分ける。

第一学期 4月 1日から 7月31日まで

第二学期 8月 1日から12月31日まで

第三学期 1月 1日から 3月31日まで

(休業日)

第 7 条 本園の休業日は次の通りとする。

- 1 日曜日及び土曜日
- 2 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律178号)に規定される休日
- 3 夏期休業 7月21日から8月31日まで
- 4 冬期休業 12月25日から 1月10日まで
- 5 学年末休業 3月21日から3月31日まで
- 6 学年始休業 4月1日から4月7日まで
- 7 開園記念日 5月31日
- 8 その他園長が必要と認めた日

(保育時間)

第 8 条 保育時間は午前9時00分より午後2時00分までとする。但し、季節により変更することがある。

## 第 3 章 保育内容、定員及び学級

(保育内容)

第 9 条 保育内容は幼稚園教育要領の精神に基づき、第2章「ねらい及び内容」に示された事項を総合的に指導する。

(定員及び学級)

第 10 条 本園の園児の収容定員は175名とし、5学級とする。

2 本園の利用定員は子ども子育て支援法第19条第1項第1号の子ども90名とする。

(職員組織)

第 11 条 本園の職員組織及び職務内容は次の通りとする。ただし、教諭等の人数は在園児数により変動することがある。

- (1)園 長 1名

園務をつかさどり、所属職員を監督する。

(2)副園長 1名

園長を助け、園務を整理し、保育の実施をつかさどる。

(3)主幹教諭 1名

全学年の保育の内容を整理し、保育の進行をつかさどる。

(4)教諭 7名

園児の保育をつかさどる。

(5)事務職員 1名

園の運営管理に必要な事務処理、経理処理等を行なう。

(6)園医 1名

保健指導、健康診断、感染症予防に関する指導助言を行なう。

(7)歯科医 1名

保健指導、歯科検診を行なう。

(8)薬剤師 1名

園の環境衛生の維持改善に関する指導助言、保健指導を行なう。

#### 第4章 入園、退園、休園及び褒賞

(入園許可)

第12条 入園は園長がこれを許可する。

(入園手続)

第13条 入園希望者は所定の申込書に必要事項を記入し、園長に提出しなければならない。

2 利用定員を超える入園申込があった場合、次の方法により選考を行ない入園者を決定する。

(1)在籍園児の弟妹及び卒園者の子弟は優先して入園させる。

(2)新規入園希望者は受付順及び住居が近い順に入園させる。

(3)特別に支援が必要な場合には、事前に相談を受け、園長が面接して改善の見通しがつくケースに限り入園をさせる。

(退園、休園)

第14条 退園及び休園しようとする者は、その理由を記して保護者から園長に願い出るものとする。

2 病気その他の理由により、他の園児に悪影響を及ぼすおそれのある者は退園又は休園させることがある。

(評価)

第15条 各学年の課程の修了は、園児の平素の生活を評価し、学年末において認定する。

(修了)

第16条 園長は園児が所定の全課程を修了したと認めるときは、修了証書を授与する。

(褒賞)

第17条 心身の発達著しく他の模範となる者はこれを褒賞する。

#### 第5章 保育料及びその他の納入金

(保育料)

第18条 本園の保育料は次の通りとする。

月額保育料は園児が居住する市町村が定める額とする。

(その他の納入金)

第19条 次の納入金を徴収する。

施設維持費 10,000円 (年額、毎年度初めに納入)

教材費 12,000円 (年額、毎年度初めに納入)

※施設維持費及び教材費は年度途中で退園した場合でも返金しない。

入園手続料 5,000円 (入園手続時)

## 第 6 章 緊急時の対応他

### (緊急時等の対応)

第 20 条 園児にけがや発熱があった場合は保護者に連絡して指示を受け、対応をする。又、保護者の指示を受けることができない等の緊急性があると判断した時は救急搬送手配し、合わせて保護者への連絡を行なう。

### (災害対処)

第 21 条 消防計画を作成し、園長を防火管理者とする。園児の安全を守るための避難訓練を実施する。

- 2 地震災害への対応は別紙「災害(地震)発生時及び注意情報発令時の対処の仕方」により保護者に周知し、定められた対応をする。

### (虐待の防止)

第 22 条 園児の教育を行なうにあたっては虐待を行わず、園内研修等にて防止する。又、園児の状況を常に視診し、虐待の兆候を見出した時は直ちに公的機関へ通報する。

### (その他運営に関する重要事項)

第 23 条 法人及び園の運営に関して情報開示に努める。開示の方法は園のホームページに掲載する。

第 24 条 本園は園児保護の一環として日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に加盟すると共に損害賠償保険に加入する。

第 25 条 本園は子育て支援活動として次の活動を行う。

ア、プレイルーム (地域の未就園児を対象とした親子登園)

イ、園庭開放 (土・日曜、祭日、春・夏・冬の休業中に園庭及び遊具を開放する)

第 26 条 本園は関係する市町村及び保護者から提供された個人に関する情報に対し守秘義務を負い、取り扱いに関しては幼児教育活動以外には使用しない。

### (園則の改正等)

第 27 条 本園則を改正する時は理事会及び評議委員会の同意を必要とする

## 附 則

- 1 この園則は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この他、園則の実施についての必要な事項は園長が定める。